



新・介護保険を考える 15

－社会福祉法 人の変化－



理事長 鈴木 恂子

平成28（2016）年3月31日平成27年度最終日に社会福祉法の一部改正が成立しました。

社会福祉法人の根拠となる法律は昭和26（1951）年社会福祉事業法に始まり、当初は第一種社会福祉事業、即ち入所施設が事業の中心でした。1975年から1980以降には第二種社会福祉事業、即ち在宅サービスが特養などの施設に付属する型で活性化してきます。ちなみに、東京都は高齢者在宅サービスセンターとして、独自の施策で各区市事業を積極的に支援しました。また、ホームヘルプ事業などは区・市あるいは地区の社会福祉協議会などの事業としてスタートしました。ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスは在宅三本柱ともいわれ、多くの特養の併設事業となりました。その後、在宅介護支援センター（相談支援）も加わり、施設を拠点とした在宅サービス事業等が各区市で（地域差はありつつも）充実していきました。

平成12（2000）年は社会福祉基礎構造改革のもと、社会福祉の大転換がはかられました。特養やデイサービス・ショートステイ・ホームヘルプ事業は介護保険法に吸収され、平成12（2000）年4月施行となり、大きな制度変更となりました。

この変更により社会福祉法人も第一種、第二種を中心にした社会福祉事業から介護保険法による介護サービス提供事業へと変化しました。同時期に社会福祉事業法から社会福祉法へ法改正がありました。

社会福祉基礎構造改革は措置から契約へ、市場原理・選択の自由・公的責任から自己責任へと変化させました。社会福祉法人の本来的役割があいまいになり、わかりにくくなるとともに、自己責任で市場からサービスを選択できない人々等が制度の狭間といわれるようになりました。

その結果として生じた社会の様々な問題に対応するためにも今回の法改正があったと思われます。

介護保険法施行から16年を経て、制度の変更に伴い、変化した社会福祉法人が今回の改正により社会福祉事業の原点にたちかえり、併せて多様な地域ニーズに応え、つくられた狭間の網の眼を埋めていくことがどこまでできるのでしょうか。

今回は法律の変更による社会福祉法人の変化を概要的にまとめてみました。

		社会福祉事業法	
		昭和26（1951）年3月29日法律第45号／条文は平成8年（1996年）改正版を参考にしました	
条文	目的	第1条 この法律は、社会福祉事業の全分野における共通的事項を定め、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害福祉法、精神薄弱者福祉法、その他の社会福祉を目的とする法律と相まって、社会福祉事業が公明かつ適正に行われていることを確保し、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。	
	定義	第2条 第1項 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。	
	理念	第3条（基本理念） 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めなければならない。	
	社 福	第22条（定義） この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。	
		施 設 中 心	施設から在宅サービスへ
		1950年代～	1970年代 1975 ～ ～ 1990年代
概 況		・社会福祉事業法は、社会福祉法人の根拠法で、社会福祉事業を第一種事業と第二種事業と定義し、各種別の福祉法につながっている。	
		・基本理念には、社会福祉法人とともに、国、地方公共団体も福祉を必要とする人に対してすべきことを明らかにしている。	
法 人 と 施 設		・法人は、法人設立の許可を受け、①用地提供し、②建物を建設（補助金申請・1/4自己負担）し、施設整備の主体となる。	・老人福祉施設の主流が養護老人ホームから特別養護老人ホームに移るとともに、施設を母体とするショートステイ、入浴サービス、デイサービス等の在宅サービスのニーズが高まった。
		・施設は、月初在籍者数×措置費単価（月額）で運営し、措置費は事務費と事業費に区分された。事務費は、施設種別ごとに施設長以下の職種別配置基準と人件費単価が決められ、措置費単価に反映した。事業費（生活費）は、生活保護費等が基準となり、単価を決定していた（単価や基準は年度ごとに決まった）。	・東京都の場合、多くの特養が高齢者在宅サービスセンターを併設した。
		・施設整備後は施設長中心の施設運営が法人業務になり、理事会は形式的に終わることも多かった。	・1990年代に入ると、各自治体が在宅介護支援センターを特養に委託し、地域の拠点施設化がすすんだ。
			・在宅サービスは各自治体（区・市）の委託事業となり、法人に委託されたこともあり、理事会の実質的な審議が活発化した。

社 会 福 祉 法	
平成12（2000）年法律111号で法律名が改正されました／条文は平成26（2014）年改正版を参考にしました	
第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律も相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下、「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉の目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。	
第2条 第1項 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。	
第3条（福祉サービスの理念） 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。	
第22条（定義） この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。	
介 護 保 険 制 度 へ	社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日成立）
2000年度～	2016年度～
・2000年4月は介護保険法施行にあわせて社会福祉事業法は法律名を社会福祉法に変更し、法律の目的・理念も社会福祉基礎構造改革を受け大きく変化した。一方、社会福祉事業や社会福祉法人の定義は変わらず、各法人の理念や経営方針が問われることとなった。	【改正の主な内容】 1. 地域による公益的取組を実施する義務。 ①社会福祉事業対象者への無料低額の事業 ②充実計画の地域公益事業 ③その他 法人独自の取り組み
・特別養護老人ホーム及び各種在宅サービスは、介護保険法の介護老人福祉施設、居宅介護サービス提供事業になる。	2. 事業運営の透明性の向上 現況報告書・貸借対照表・収支計算書・定款・役員報酬基準・総額・利害関係者との取引 の公開
・社会福祉法人も事業者として、株式会社等多様な経営主体のひとつになる。	3. 経営組織のガバナンスの強化 ①評議員会を必置し、議決機関とする。 ②理事会は執行機関とする。 ③一定規模以上の法人には会計監査人を置く。
・事業の運営費は、日々の実績を月ごとに請求し、国保からの介護保険給付と利用者負担になる。	4. 財務規律の強化 ①適正かつ公正な支出管理 ②余裕財産の明確化 ③福祉サービスへの再投下
・施設単位から事業単位になる。	
・法人は事業者として各事業を統括することになる。	

（編集：法人事務局 青木 志乃）